

あんしん賃貸相談員対応マニュアル

令和4年3月改訂版

○基本的な流れ

1 入居相談の受付

- (1) 入居希望者を支援する団体から住宅探し聞取票により相談を受ける。
- (2) 入居希望者に面談し、入居にあたっての希望や条件等を確認する。
- (3) 必要に応じて、支援団体に支援体制を整えるよう依頼する。



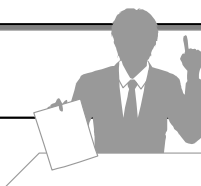
2 物件情報の収集

- (1) 協力不動産店等から条件に合う物件情報を収集する。
- (2) 入居希望者の希望に応じた物件の資料を提示する。



3 物件の案内

- (1) 物件案内を希望された場合は、不動産店等にアポイントメントをとる。
- (2) 支援団体とともに、物件案内に同行する。



4 入居申込み

- (1) 希望物件が決まったら、必要に応じて支援体制を説明し、入居申込みを行う。
- (2) 入居が決定したか確認し、対応記録を整理する。



○対応の内容

1 入居相談の受付

＜市町村、支援団体から相談を受ける場合＞

- ア 入居希望者を支援する市町村、支援団体（支援団体等）に住宅探し聞取票（様式1）の作成を依頼した上で、相談を受け付ける。
- イ 入居希望者及び支援団体等と面談の日程調整を行う。（この際、面談で詳細な要件を確認した後で、住宅探しを始めることをお伝えする。）
- ウ 入居希望者及び支援団体等と面談し、支援体制や、住宅探し聞取票の内容及び不明点について確認するとともに、支援を要する場合は支援体制を確認する。
 - ・ 同居家族、転居の理由
 - ・ 連帯保証人及び緊急連絡先の有無
 - ・ 家賃の支払可能額（生活保護受給者の場合は住宅扶助の月額家賃に留意）
 - ・ 希望の地域（校区、通勤圏内等）、希望の間取り、駐車場の要否等

- ・入居希望者の特性上、配慮を要する内容等
- エ 鳥取県あんしん賃貸支援事業利用申込書兼同意書（様式 2）を記入していただき、住宅探しを開始する。

＜入居希望者から直接相談を受ける場合＞

- ア 面談した上で住宅探し聞取票を作成し、必要に応じて支援団体の有無等を確認する。
 - イ 入居希望者の支援団体がなく、支援が必要な場合は関係する市町村窓口、団体に支援体制のとりまとめを依頼する。（入居希望者の支援団体が明らかな場合は当該支援団体が、そうでない場合は市町村の生活困窮者自立支援機関がとりまとめ役となり、支援体制を整える。）
 - ウ 鳥取県あんしん賃貸支援事業利用申込書兼同意書（様式 2）を記入していただき、住宅探しを開始する。
- ※ 面談の結果、入居希望者が自ら住宅探しを行える場合は、協力する不動産店、家主に入居希望者の概要を伝えた上で紹介するなどして対応する。入居希望者には、紹介した不動産店等で住宅が見つからない場合や、入居決定した場合などには再度連絡するように伝える。

高齢者への対応ポイント

- ・介護の要否、障がいの有無等、身体を確認する。
- ・1階フロアや段差の有無など、できるだけバリアフリーの物件を紹介できるよう配慮する。
- ・収入が年金のみなど、少額の場合は、生活保護制度の活用や公営住宅の検討も勧める。
- ・単身の場合などは、見守り体制を確保できないか検討する。
- ・必要に応じて通院先や利用している介護サービスも確認する。

障がい者への対応ポイント

- ・障がいの種類や程度、病名、障がい者手帳の有無等について確認する。
- ・利用される予定の支援サービス等の内容を確認する。
- ・身体障がい者等で、改修を必要とする場合は、不動産店、家主との調整を支援する。

低額所得者の場合は

- ・福祉事務所、生活困窮者自立支援機関、社会福祉協議会につなぎ、家賃等の支払能力を確保する。
- ・セーフティネット登録（専用）住宅の家賃低廉化補助が活用できないか市町村に確認する。

保証人がいない場合は

- ・親族の有無を確認し、保証人にはなれなくても、緊急連絡先[※]になってもらえるか確認する。
（家賃債務保証の申し込みをする際も、緊急連絡先が必要となる。）
- ・民間の家賃債務保証制度の利用が難しい場合は、鳥取県家賃債務保証事業の活用を検討する。
- ・身寄りが無い場合は、支援団体や居住支援法人に緊急連絡先になってもらえるか、見守り体制を確保できないか等も確認する。

（※）緊急連絡先とは

自然災害や事故などがあった場合、貸主としては借主に至急連絡をとって部屋の状況確認をしたり、場

合によっては立入りの承認を求めるなどの対応が必要になることがある。また、借主が長期不在で連絡が取れない場合などにも、建物の全体の安全性確保、防犯、部屋内の借主の安否確認や財産の保全などの観点から、貸主などが物件内に立ち入り確認することなどが必要な場合がある。

このような緊急時の連絡先として、借主以外の第三者の記載を求めることとしている。この欄に記載されている者は、あくまでも緊急時の連絡先であって、同時に連帯保証人になっている場合を除けば、それ以上に賃貸借契約上、貸主との間で何らかの義務を有するものではない。

【わかりやすい賃貸住宅標準契約書の解説（大成出版社）より抜粋】



2 物件情報の収集

（１）不動産店等からの物件情報を収集する。

協力不動産店、家主に連絡し、入居希望者の希望条件を伝え、物件情報の収集を行う。

※日頃から協力する不動産店、家主を訪問するなどして協力不動産店、セーフティネット住宅の登録拡大に取り組むとともに、高齢者や障がい者、子育て世帯、低所得世帯など、住宅の確保に配慮を要する方の求める物件情報（空室状況含む）の収集や、取組への協力を求める。

（２）入居希望者に物件の資料を提示する。

入居希望者が希望する条件に合う（近い）物件が見つかった場合は、入居希望者及び支援団体等に連絡し、該当する物件の情報を提供する。

物件が無い場合は

- 希望のあった条件では、現在のところ該当物件が無いことを入居希望者に伝える。
- その上で、条件を変えて再度物件を探しなおす（例えば地域を変更してみる）か、相談を見送るかにについて入居希望者や支援団体等と検討する。
- 物件が無い場合、あるいは物件の探索に長期間を要するなどの場合は、1週間を目途に入居希望者や支援団体等へいったん連絡するなど、相談者側がいたずらに待機することがないように状況を報告する。

3 物件案内

（１）物件の案内を希望された場合は、不動産店等にアポイントメントをとる。

物件案内の希望について不動産店、家主に連絡を取り、入居希望者、支援団体等も含めて日程調整を行う。

（２）物件案内に同行する。

物件案内に同行し、支援団体等とともに、入居希望者の希望条件に合致するか、生活に支障がないかなどを確認する。

物件が気に入ったら

- 物件が希望に合うものであった場合は、その場で入居を希望されることもある。
- この場合は手続きを速やかに進めるため、入居希望者に同行し、入居申込み手続きを進める。

物件が気に入られなかったら

- 他の候補がある場合は、その物件を案内する。

- ・他の候補が無い場合は、条件を変えて再度物件を探しなおす（例えば地域を変更してみる）か、相談を見送るか、あるいは公営住宅への応募やグループホームへの入居ができないか等について入居希望者や支援団体等と検討する。

4 入居申込み

（１）入居希望物件が決まったら、入居申込みを行う。

- ・物件の紹介を受けた不動産店、家主に、入居申し込みの連絡を入れる。
- ・入居希望者及び支援団体等による入居申し込みの手續に同行し、お互いを紹介すると共に、入居希望者の支援体制について説明し、必要に応じて支援団体一覧表（様式３）を提供する。（支援団体等の役割を説明するなど、不動産店、家主が不安に思う要素を取り除くことが重要。）
- ・入居申込書や必要書類等については、各不動産店によって異なるため、本人又は支援団体等と直接やり取りをしていただく。
- ・連帯保証人の確保や不動産店等指定の民間の家賃債務保証事業の利用が困難な場合は、鳥取県家賃債務保証事業の利用を勧める。



（２）入居が決定したか確認する。

- ・必要に応じて、賃貸借契約に同席し、あんしん賃貸支援事業利用申し込み兼同意書（様式２）をもとに、入居後の生活支援体制等について再度関係者で確認する。
- ・入居が決定したことを確認し、相談対応を終了する。
- ・相談対応記録を取りまとめ、整備する。

審査が通らなかった場合は

- ・入居の申込みをしたものの、家賃債務保証の審査が通らなかった、家主の了承が得られなかったなどの理由により、申込み審査が通らない場合がある。
- ・その場合はまず、どのような点を改善したらいいのか不動産店等と調整する。
- ・保証人や支援体制の改善で入居許可が得られるのなら、入居希望者や支援団体と検討する。対策のしようが無い場合は、他の物件や別の不動産店等での交渉を行う。

○参考資料

- ・自立相談支援機関相談窓口一覧
- ・障がい児・者相談窓口一覧
- ・地域包括支援センター一覧
- ・公営住宅担当窓口一覧
- ・県内の居住支援法人一覧

○様式

- ・住宅探し聞取票（様式１）
- ・鳥取県あんしん賃貸支援事業利用申込書兼同意書（様式２）
- ・支援団体一覧表（様式３）

自立相談支援機関 相談窓口一覧(生活困窮者相談窓口一覧)

お住まい	窓口名	住所	電話番号	F A X 番号
鳥取市	鳥取市パーソナルサポートセンター	鳥取市幸町 151 (鳥取市中央人権福祉センター内)	0857-20-4888	0857-24-8067
米子市	よなご暮らしサポートセンター (米子市社会福祉協議会)	米子市錦町 1 丁目 139-3	0859-35-3570	0859-23-5495
倉吉市	あんしん相談支援センター (倉吉市社会福祉協議会)	倉吉市福吉町 1400 番地	0858-24-6265	0858-22-5249
境港市	境港市社会福祉協議会	境港市竹内町 40 番地	0859-45-6116	0859-45-6146
岩美町	岩美町社会福祉協議会	岩美郡岩美町浦富 654 番地	0857-72-2500	0857-72-3811
若桜町	生活総合相談窓口 (若桜町社会福祉協議会)	八頭郡若桜町若桜 1247 番地 1	0858-82-0254	0858-82-1204
智頭町	(役場) 福祉課	八頭郡智頭町智頭 1875 番地	0858-75-4102	0858-75-4110
八頭町	福祉総合相談窓口 (八頭町社会福祉協議会内)	八頭郡八頭町宮谷 254 番地 1	0858-71-0100	0858-72-2793
三朝町	パーソナルサポートセンターみささ (三朝町社会福祉協議会)	東伯郡三朝町横手 50-4	0858-43-3388	0858-43-3378
湯梨浜町	暮らしサポートセンターゆりはま (湯梨浜町社会福祉協議会)	東伯郡湯梨浜町泊 1085 番地 1	0858-34-6002	0858-34-6013
琴浦町	(役場) 福祉あんしん課	東伯郡琴浦町徳万 591-2	0858-52-1715	0858-52-1524
北栄町	(役場) 福祉課	東伯郡北栄町由良宿 423-1	0858-37-5852	0858-37-5339
日吉津村	(役場) 福祉保健課	西伯郡日吉津村日吉津 872-15	0859-27-5952	0859-27-0903
大山町	パーソナルサポートセンターだいせん (大山町社会福祉協議会)	西伯郡大山町御来屋 467	0859-54-2200	0859-54-6028
南部町	生活サポートセンターなんぶ (南部町社会福祉協議会)	西伯郡南部町法勝寺 331-1	0859-66-2900	0859-66-2901
伯耆町	伯耆町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町大殿 1010 番地	0859-21-0608	0859-68-4634
日南町	(役場) 福祉保健課福祉推進室	日野郡日南町生山 511-5	0859-82-0374	0859-82-1027
日野町	(役場) 健康福祉課	日野郡日野町根雨 101	0859-72-0334	0859-72-1484
江府町	江府町社会福祉協議会	日野郡江府町江尾 2069 番地	0859-75-2942	0859-75-3900

障がい児・者の総合相談

窓口名称	住所	電話	F A X 番号
障害者支援センターしらはま	鳥取市伏野 2259-17	0857-59-6036	0857-59-2022
障がい者支援センターそよかぜ	鳥取市富安 2 丁目 104 番地 2	0857-22-9511	0857-22-9501
相談支援事業所アプローズ	鳥取市行徳 3 丁目 901 番 9	0857-30-4635	0857-30-5754
地域生活支援センターみんなの家	鳥取市美萩野 2 丁目 81 番地	0857-30-7677	0857-30-7678
指定相談事業所和貴の郷	鳥取市河原町長瀬 61-11	0858-85-3738	0858-85-3739
相談支援センターサマーハウス	鳥取市湯所町 1 丁目 131	0857-36-1151	0857-36-1152
相談支援センターゆくり	鳥取市相生町 2 丁目 405 番地	0857-20-0222	0857-20-0222
(株)鳥取介護サービス相談支援センター	鳥取市古海 707-1 番地	0857-30-1696	0857-30-1697
八頭町障がい相談支援センター れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷 240-15	0858-73-0037	0858-73-0045
障害者生活支援センターすてっば	米子市道笑町 2 丁目 126-4	0859-37-2120	0859-37-2121
障害者生活支援センターまちくら	米子市西倉吉町 83-3	0859-35-5647	0859-35-5648
障がい者支援センター和おん	米子市富益町 4684	0859-30-4623	0859-30-4624
相談支援事業所エポック翼	米子市米原 1460-7	0859-36-2005	0859-36-2007
障害者支援センターさかいみなと	境港市外江町 3413-3	0859-44-2520	0859-44-2526
倉吉市障がい者地域生活支援センターは っぴい	倉吉市瀬崎町 2714-1	0858-22-6239	0858-23-7122
北栄町障がい者地域生活支援センター	東伯郡北栄町由良宿 423-1	0858-37-5851	0858-37-5339
琴浦町障がい者地域生活支援センター	琴浦町徳万 591-2	0858-52-1706	0858-52-1524
中部障がい者地域生活支援センター	倉吉市山根 43	0858-26-2346	0858-26-2300

鳥取県内の地域包括支援センター一覧

令和4年4月1日現在

保険者		地域包括支援センターの名称 (受託法人)	所在地	担当地域	電 話	ファクシミリ	受付時間	※ 閉 所 日	
								曜 日	その他 (年末年始等)
鳥取市	1	鳥取中央地域包括支援センター	〒680-0823 鳥取市幸町71	—	0857-20-3457	0857-20-3906	8:30～17:15	土・日・祝	12/29～1/3
	★2	鳥取北地域包括支援センター (社会福祉法人こうほうえん)	〒680-0902 鳥取市秋里1181	北・中ノ郷	0857-20-2205	0857-20-2206			
	★3	鳥取西地域包括支援センター (社会福祉法人あすなろ会)	〒680-0811 鳥取市西品治280-1	西	0857-50-0717	0857-50-0721			
	★4	鳥取南地域包括支援センター (社会福祉法人鳥取福祉会)	〒680-0873 鳥取市堺場二丁目1番地	南	0857-54-1023	0857-54-1024			
	★5	鳥取桜ヶ丘地域包括支援センター (社会福祉法人鳥取福祉会)	〒689-1102 鳥取市津ノ井256番地2	桜ヶ丘	0857-51-1250	0857-51-1251			
	★6	鳥取東地域包括支援センター (社会福祉法人鳥取福祉会)	〒680-0072 鳥取市滝山374-1	東	0857-30-5711	0857-30-5712			
	★7	鳥取市東部地域包括支援センター (社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会)	〒680-0136 鳥取市国府町永谷15番地1	国府・福部未来学園	0857-50-0280	0857-50-0282			
	★8	鳥取高草地域包括支援センター (社会福祉法人賛幸会)	〒680-0923 鳥取市服部204番地1	江山学園・高草・湖南学園	0857-51-8112	0857-51-8182			
	★9	鳥取湖東地域包括支援センター (社会福祉法人地域でくらす会)	〒680-0947 鳥取市湖山町西1-512	湖東	0857-32-2727	0857-31-3270			
	★10	鳥取市南部地域包括支援センター (社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会)	〒689-1211 鳥取市用瀬町別府96-2	河原・千代南	0858-76-2351	0858-76-2352			
	★11	鳥取市西部地域包括支援センター (社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会)	〒689-0331 鳥取市気高町浜村8-8	気高・鹿野学園・青谷	0857-30-7780	0857-30-7781			
米子市	1	米子市ふれあいの里地域包括支援センター	〒683-0811 米子市錦町一丁目139-3	啓成、車尾、福生東、福生西、福米東、福米西	0859-23-5798	0859-23-5018	8:30～17:15	土・日・祝	12/29～1/3
	★2	米子市義方・湊山地域包括支援センター (医療法人厚生会)	〒683-0041 米子市茶町25	明道、就將、義方	0859-23-6790	0859-23-6791	8:30～17:30	土・日	12/31～1/3
	★3	米子市住吉・加茂地域包括支援センター (社会福祉法人こうほうえん)	〒683-0853 米子市岡三柳4543-30	住吉、加茂、河崎	0859-48-1365	0859-48-0612	8:30～17:30	定め無し	12/31～1/3
	★4	米子市尚徳地域包括支援センター (社会福祉法人こうほうえん)	〒683-0012 米子市八幡703-1	五干石、尚徳、永江、成美	0859-26-6588	0859-36-8876	8:30～17:30	日	12/31～1/3
	★5	米子市弓浜地域包括支援センター (社会福祉法人真誠会)	〒683-0104 米子市大崎1511-1	彦名、夜見、富益、崎津、大瀬津、和田	0859-48-2330	0859-48-2340	8:30～17:30	日・祝	12/29～1/3
	★6	米子市真蚊屋地域包括支援センター (社会福祉法人博愛会)	〒689-3533 米子市一部555	巖、春日、大高、果	0859-27-6500	0859-27-7233	8:30～17:30	日	12/31～1/3
	★7	米子市淀江地域包括支援センター (社会福祉法人いずみの苑)	〒689-3402 米子市淀江町淀江1075	淀江、宇田川、大和	0859-56-1118	0859-56-3338	8:30～17:30	土・日	12/31～1/3
倉吉市	★1	うつぶき地域包括支援センター (社会福祉法人清和会)	〒682-0021 倉吉市上井300	上北条・社・高城	0858-26-6378	0858-47-4766	8:30～17:30	日・祝	12/30～1/3
	★2	マグノリア地域包括支援センター (社会福祉法人敬仁会)	〒682-0022 倉吉市上井町1-2-1	上井・西郷・瀬手	0858-26-3922	0858-26-3923			12/30～1/3 8/14・15
	★3	倉吉中央地域包括支援センター(上瀬・成徳) (医療法人共済会)	〒682-0881 倉吉市宮川町129	上瀬・成徳	0858-22-6102	0858-22-6106		土・日・祝	12/31～1/3
	★4	明倫・小鴨地域包括支援センター (医療法人十字会)	〒682-0863 倉吉市瀬崎町2714-1	明倫・小鴨	0858-23-7106	0858-23-7122			8/14・15 12/31～1/3
	★5	かもがわ地域包括支援センター (社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会)	〒682-0411 倉吉市関金町関金宿1115-2	北谷・上小鴨・関金	0858-45-3888	0858-45-2533			12/29～1/3
境港市	1	境港市地域包括支援センター	〒684-8501 境港市上道町3000	管内全域	0859-47-1131	0859-44-2120	8:30～17:15	土・日・祝	12/29～1/3
岩美町	1	岩美町地域包括支援センター	〒681-0003 岩美郡岩美町浦富1029-2	管内全域	0857-72-8420	0857-73-1344	8:30～17:15	土・日・祝	12/29～1/3
若桜町	1	若桜町包括支援センター	〒680-0792 八頭郡若桜町若桜801-5	管内全域	0858-82-2209	0858-82-0134	8:30～17:15	土・日・祝	12/29～1/3
智頭町	1	智頭町地域包括支援センター	〒689-1402 八頭郡智頭町智頭1875	管内全域	0858-75-6007	0858-75-4110	8:30～17:15	土・日・祝	12/29～1/3
八頭町	1	八頭町地域包括支援センター	〒680-0463 八頭郡八頭町宮谷254-1	管内全域	0858-72-3574	0858-72-3565	8:30～17:15	土・日・祝	12/29～1/3
三朝町	1	三朝町地域包括支援センター	〒682-0195 東伯郡三朝町大瀬999-2	管内全域	0858-43-3519	0858-43-0647	8:30～17:15	土・日・祝	12/29～1/3
湯梨浜町	1	湯梨浜町地域包括支援センター	〒682-0723 東伯郡湯梨浜町久留19-1	管内全域	0858-35-5378	0858-35-5376	8:30～17:15	土・日・祝	12/29～1/3
琴浦町	1	琴浦町地域包括支援センター	〒689-2392 東伯郡琴浦町徳万591-2	管内全域	0858-52-1525	0858-52-1524	8:30～17:15	土・日・祝	12/29～1/3
北栄町	1	北栄町地域包括支援センター	〒689-2292 東伯郡北栄町由良宿423-1	管内全域	0858-37-5850	0858-37-5339	8:30～17:15	土・日・祝	12/29～1/3
大山町	1	大山町地域包括支援センター	〒689-3211 西伯郡大山町御来屋467	管内全域	0859-54-5207	0859-54-5087	8:30～17:15	土・日・祝	12/29～1/3
日南町	1	日南町地域包括支援センター	〒689-5211 日野郡日南町生山511-5	管内全域	0859-82-0374	0859-82-1027	8:15～17:00	土・日・祝	12/29～1/3
日野町	1	日野町地域包括支援センター	〒689-4503 日野郡日野町根雨101	管内全域	0859-72-0339	0859-72-1484	8:30～17:15	土・日・祝	12/29～1/3
江府町	1	江府町地域包括支援センター	〒689-4401 日野郡江府町江尾2088-3	管内全域	0859-75-6111	0859-75-6161	8:30～17:15	土・日・祝	12/29～1/3
南部真蚊屋広域連合	1	日吉津地域包括支援センター	〒689-3553 西伯郡日吉津村日吉津872-15	日吉津村	0859-27-5952	0859-27-0903	8:30～17:15	土・日・祝	12/29～1/3
	2	南部地域包括支援センター	〒683-0323 西伯郡南部町使482	南部町	0859-66-5524	0859-66-5523			
	3	伯耆地域包括支援センター	〒689-4133 西伯郡伯耆町吉長37-3	伯耆町	0859-68-4632	0859-68-3866			

・17保険者

・合計 42か所 (直営18、委託★21)

公営住宅相談窓口一覧

市町村	窓口名	住所	電話番号	F A X 番号
県	鳥取県住まいまちづくり課	鳥取市東町一丁目 220 番地	0857-26-7411	0857-26-8113
	鳥取県住宅供給公社	鳥取市田園町四丁目 207 番地	0857-27-7333	0857-22-8331
鳥取市	鳥取市都市整備部建築住宅課	鳥取市幸町 71 番地	0857-30-8371	0857-20-3919
米子市	米子市都市整備部住宅政策課	米子市加茂町 1-1	0859-23-5267	0859-23-5396
倉吉市	倉吉市建設部建築住宅課	倉吉市葵町 722	0858-22-8175	0858-22-8140
	鳥取県住宅供給公社中部事務所	倉吉市上井町一丁目 138 番地	0858-26-8501	0858-26-8503
境港市	境港市建設部建築営繕課	境港市上道町 3000	0859-47-1059	0859-47-1086
岩美町	岩美町住民生活課	岩美郡岩美町浦富 675-1	0857-73-1415	0857-73-1583
若桜町	若桜町地域整備課	八頭郡若桜町若桜 801 番地 5	0858-82-2236	0858-82-0134
智頭町	智頭町税務住民課	八頭郡智頭町智頭 2072-1	0858-75-4114	0858-75-1193
八頭町	八頭町建設課	八頭郡八頭町郡家 493	0858-76-0206	0858-76-0213
三朝町	三朝町建設水道課	東伯郡三朝町大瀬 999-2	0858-43-3502	0858-43-0647
湯梨浜町	湯梨浜町住民課	東伯郡湯梨浜町久留 19-1	0858-35-5318	0858-35-3112
琴浦町	琴浦町建設課	東伯郡琴浦町徳万 591-2	0858-55-7805	0858-55-7558
北栄町	北栄町住民生活課	東伯郡北栄町由良宿 423-1	0858-37-5866	0858-37-5339
日吉津村	日吉津村住民課	西伯郡日吉津村日吉津 872-15	0859-27-5951	0859-27-0903
大山町	大山町建設課	西伯郡大山町末長 500	0859-53-3186	0859-53-3163
南部町	南部町建設課	西伯郡南部町法勝寺 377-1	0859-66-3115	0859-66-4426
伯耆町	伯耆町人権政策室	西伯郡伯耆町溝口 647	0859-62-0713	0859-62-7172
日南町	日南町建設課	日野郡日南町霞 800	0859-82-1113	0859-82-1478
日野町	日野町建設水道課	日野郡日野町根雨 101 番地	0859-72-0350	0859-72-1484
江府町	江府町住民課	日野郡江府町江尾 171 番地 1	0859-75-3223	0859-75-2389

居住支援法人一覧（鳥取県内）

1. 特定非営利活動法人ワークスコープさんいんみらい事業所

鳥取事務所 鳥取市永楽温泉町 162 凡平ビル 4 階 TEL：0857-30-7471

倉吉事務所 倉吉市見日町 600 TEL：0858-24-6551

米子事務所 米子市中町 14-2 TEL：0859-38-1277

《業務内容》

対 応 時 間：勤務時間内 平日午前 9 時から午後 6 時まで

対 応 区 域：鳥取県全域

内容	対応可否	概要
緊急連絡先	可（勤務時間内）	勤務時間外対応不可
近隣迷惑行為時の対応	可（勤務時間内）	勤務時間外対応不可、福祉支援団体と共に対応
見守り	可	2 週間に 1 回程度、電話で安否確認 *メインの見守りは福祉支援団体
死後事務	不可	
残置物処理	不可	
家賃滞納時の指導	可（勤務時間内）	勤務時間外対応不可、福祉支援団体と共に対応
家賃滞納時の連帯保証	不可	

※原則としては関係する福祉支援団体と共同で支援を行うが、支援団体がいない場合は単独で対応する。

2. 社会福祉法人こうほうえん

米子市両三柳 1400 TEL：070-5678-0649

《業務内容》

対 応 時 間：24 時間 但し翌日対応になる場合あり

対 応 区 域：米子市、境港市（その他の地域については要相談）

内容	対応可否	概要
緊急連絡先	可	夜間等、翌日対応になる場合あり
近隣迷惑行為時の対応	可	夜間等、翌日対応になる場合あり
見守り	可	住宅確保要配慮者の状況に応じて対応
死後事務	可（要相談）	経費が発生するときは一部対応できない場合あり
残置物処理	可（要相談）	経費が発生するときは一部対応できない場合あり
家賃滞納時の指導	可	福祉支援団体と共に対応
家賃滞納時の連帯保証	不可	

※原則としては関係する福祉支援団体と共同で支援を行うが、支援団体がいない場合は単独で対応する。

3. 社会福祉法人尚仁福祉会

日野郡江府町久連 7 番地 TEL：0859-75-3230

《業務内容》

対 応 区 域：日野郡

内容	対応可否	概要
緊急連絡先	可	
近隣迷惑行為時の対応	可	
見守り	可	
家賃滞納時の指導	可	福祉支援団体と共に対応

※本法人は R4.2 月登録であるため、詳細は個別に調整が必要。

＜支援体制イメーシ＞

- ＜支援体制イメーシ＞



住宅探し聞取票（行政・支援団体等連絡票）

令和 年 月 日

記入者所属： 氏名：

相談者 氏 名		年 齢	歳	連絡先	
住 所				電 話	
保 証 人 の 有 無		有・無			
緊急連絡先 ※原則必須					
勤務先／収入状況等				F A X	
名 称		電話		メール	
所在地					
概算収入月額		円	主な収入先		
相談者区分	・高齢者 ・障がい者 ・外国人 ・子育て世帯 ・その他（ ）				
住宅探し及び生活等において配慮を要する事項等					
行政・支援団体／担当者／連絡先 (所見)					

◆希望物件

間取り／希望階					
地域					
同居人数	大人 人、子供 人		入居希望日	月 日	
予算 共益費・駐車場 など含む総額		3. 2万円以下	駐車場の要否		
		3. 2万円～3. 4万円			
		3. 5万円～3. 8万円	(その他)		
		4. 1万円～5. 0万円			
		5. 0万円～			

◆アンケート

お問合せのきっかけ < >
 住替えの理由 < >

◆個人情報の取扱いについて

お客様の情報や希望条件については、下記の目的以外には使用しません。

- 1 不動産の賃貸借契約の相手方を探索すること、賃貸借に関する情報を相談者に提供すること、賃貸借に関する契約を締結すること及び賃貸借契約に基づく役務を提供すること（提供は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、インターネット又は広告媒体等の手段で行います）

※お客様からのお申し出がありましたら、使用を中止します。

住宅探し聞取り票（行政・支援団体等連絡票）（裏面）
対応記録表

経過

--

紹介物件等

日 付	物件名等	不動産店名称	備 考
／			
／			
／			
／			

その他参考となる事項

--

鳥取県あんしん賃貸支援事業利用申込書兼同意書

1 利用者名 自筆 代筆(記載者)

生年月日	年	月	日	歳
ふりがな				
氏名				

2 親族、友人等、緊急連絡先情報

住所			連絡状況 ☐ 月1回以上 ☐ 年1回以上 ☐ 1年以上連絡していない
ふりがな			
氏名			
電話番号		間柄	

3 支援を行っている団体(団体名、担当者等記載)

地域包括支援センター	担当
障がい者相談支援事業所	担当
介護サービス関係事業所	担当
福祉事務所(生活保護)	担当
かかりつけ医療機関	担当
その他支援団体	担当

4 健康状態

健康状態	
病名	

私は、「鳥取県あんしん賃貸支援事業」を利用するにあたり、私の住宅探し、支援体制の構築、住宅入居時及び入居後の支援並びに課題があった場合の支援会議等開催での利用において、5の個人情報について、6の利用者に提供することを同意します。

5 利用する情報 収入及び借入金(債務)の情報
 生活保護(※1)の情報
 本人及び家族の住所、氏名、生年月日、家庭事情等の情報
 心身の状況、年齢及び病気の情報
 障がいの程度及び内容(※2)の情報
 支援を行っている団体の情報
 住宅に入居した後の状況及び賃貸借契約違反の情報
 その他本文記載の利用に必要な情報

6 利用者 2に記載した緊急連絡先及び3に記載した支援を行っている団体
 国、関係する都道府県、関係する市町村
 鳥取県居住支援協議会
 関係する社会福祉協議会
 紹介又は入居する物件の賃貸人(仲介者及び管理者を含む。)

年 月 日 住所

氏名

(自署してください。)

※1生活保護 生活保護法(昭和25年法律第144号)第2条の保護に関する情報

※2障がいの程度及び内容 障害者基本法(昭和45年法律84号)第2条第1号の障害に関する情報

支援団体一覧表(任意)

記入日 年 月 日

1 入居者名 自筆 代筆(記載者)

生年月日	年	月	日	歳
ふりがな				
氏名				

2 親族、友人等、緊急連絡先情報

住所		連絡状況 ☐ 月1回以上 ☐ 年1回以上 ☐ 1年以上連絡していない	
ふりがな			
氏名			
電話番号		間柄	

3 支援を行っている団体(団体名、担当者、電話番号記載)

↓支援体制のとりまとめ(代表)機関に「○」

地域包括支援センター	名称		担当	
	電話番号			
障がい者 相談支援事業所	名称		担当	
	電話番号			
介護サービス 関係事業所	名称		担当	
	電話番号			
福祉事務所 (生活保護)	名称		担当	
	電話番号			
かかりつけ 医療機関	名称		担当	
	電話番号			
居住支援法人	名称		担当	
	電話番号			
その他支援団体1	名称		担当	
	電話番号			
その他支援団体2	名称		担当	
	電話番号			

4 健康状態

健康状態	
病名	

5 備考

--